

福井県条例第 号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日まで」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

4 常任委員の任期は、選任された時から起算する。

第五条に次の一項を加える。

5 常任委員および議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前三十日以内に行うことができる。この場合において、後任者が選任された常任委員および議会運営委員の任期は、第三条第一項（第三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該選任のあった時までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項（第三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後新たに選任される常任委員および議会運営委員について適用する。

提案理由

常任委員および議会運営委員の改選時期を変更するため、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。